

9月26日（月）報告会 原告者より

・あの法律がなければ子どもを中心とする温かくしあわせな家庭生活を築いてみようと思った。本当に悔しかったのです。

・どうして妻の母がああ法律だから正しいと思い込んでいたのでしょうか？

それとも、ろう学校の先生から、または周りから「こどもを産むと不幸になる」とか「しあわせになれない」、とか優生思想についていろいろと言われたのでしょうか…本当は親も苦しかったのかもしれない。

・こころの中で幾度も人生を返して！と苦しみつつ嘆いています。今でも自分の心に深い傷が根強く残っています。子どもがいないことで家族から、ともだちから嘲笑され本当に傷つき、苦しかったです。

・どうか国に対して、正直に謝罪し、補償していただけるようにとわたしたちの気持ちを酌みながら願い求めています。

原告・長嶋恵子・啓一より

【優生保護法訴訟愛知原告】 ※東海3県では初提訴

長嶋恵子（ながしま けいこ）さん（仮名）
長嶋啓一（ながしま けいいち）さん（仮名）

- 名古屋市在住
- 70代夫婦

- 恵子：身体障害者手帳の障害名は「先天性ろう啞」
母の妊娠中に判明。先天性ではあるが遺伝性かどうかは不明。
啓一：後天性。生後10ヶ月のとき高熱が出て肺炎になったのが原因

- 結婚 1975（昭和50）年4月
不妊手術 1975（昭和50）年5月頃

- 一時金支給
2020（令和2）年2月10日付で一時金請求
同10月30日一時金支給決定

（経緯）

20代で結婚する際、母から妊娠について強く反対される。

「産まれてくる子どもの耳が聞こえなかったらどうやって育てるのか」「子どもに障害がなくても親の耳が聞こえなければ意思疎通が難しい」「他の姉妹に迷惑をかけないように」

母の指示で、夫にも内緒で経口避妊薬を飲んでいましたが、内緒にしていることが精神的に耐えられず、飲みたくないと言うと、母から手術をしろと言われた。

「母は私が幼稚部の頃から、私の先生から将来結婚しても子どもは持たない方がいいと言われていたと思います。母は他のろう者を見てきて、親がろう者であることを恥だと思っていたのかもしれませんが、ずいぶん前から私が結婚しても子どもは産まない方がいいと考えていたのだと思います。」

子どもが欲しかったので、手術したくなかったが、母には逆らえず不妊手術することに。

「私と夫の間で手術をすることの話し合いはあまりしませんでした。その当時、ろう者は、最も身近で「きこえる人」である親の言うことには全面的に従う他ありませんでした。ろう者は学校でも手話は禁止され、社会参加の機会が保障されていなかったため、きこえる人たる親が唯一の社会との接点というような時代背景があったと思います。そのため、私や夫は、耳の聞こえる私の母から手術をするように強く勧められて、それに逆らうことは考えられず、二人とも諦めるしかないと思ったため、二人の間で話

し合うこともできなかつたのです。

私は、子どもが欲しかったので、本当は手術したくありませんでした。何か身体的な病気があったわけではありませんし、出産を自分の身体を守るために止められていたわけでもありません。以上のような事情から、母の言葉に従うしかなかったのです。今だから分かりますが、先輩や同じ世代の他のろう者同士の夫婦を見ても、親に子どもを持つことを反対された人は多く、それが当時のろう者の間での常識だったのだと思います。」

夫には子どもが産めなくなることについて悪いと思い、離婚を申し出た。夫も悩んだが、二人で助け合って生きていくことに。

長い間、夫婦間でもこの話しは封印。裁判のニュースを見て、自分が請求することで、他の人も請求しやすくなるようにと一時金申請。

その後、今年になって兵庫のろう者の原告が亡くなったことをきっかけに、国に謝罪と補償を求めて、差別のない社会にしたいという意思を改めて強くし、兵庫の原告の意思を継ぐためにも提訴することを決意。

「私の人生が元に戻るわけではないが、私たちの経験が他の人に役立てばいい」
(一時金支給決定時の記者会見より)

【問い合わせ窓口】

愛知優生保護法被害弁護団 事務局長

弁護士 高森裕司

〒468-0011 名古屋市天白区平針2丁目808番地

ガーデンハイツ平針1階

弁護士法人名古屋南部法律事務所 平針事務所

TEL : 052-804-1251 FAX : 052-804-1265

takamori@aba.ne.jp

優生保護法裁判愛知原告を支援する会 共同代表

一般社団法人愛知県聴覚障害者協会（愛聴協）理事長

中嶋宇月（なかしまうづき）

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目7-2

桜華会館2階

FAX : 052-221-8154 TEL : 052-221-8545

a18154@sage.ocn.ne.jp

優性保護法違憲愛知訴訟（国家賠償請求訴訟） 訴状の概要

原告：長嶋恵子（ながしま けいこ）さん（仮名）、長嶋啓一（ながしま けいいち）さん（仮名）
被告：国

第1 本訴訟の意義

優生保護法及び優生手術の重大な違憲性・人権侵害性を明らかにするとともに、原告夫妻の傷は、今なお癒えることがないことを明らかにしようとするもの

第2 本件に関する事実経緯

- ・原告長嶋恵子さん：先天性の聴覚障害（両耳全ろうであり、全く聞こえない）
 - ・原告長嶋啓一さん：後天性（生後10か月頃）の聴覚障害
 - ・優生手術を受けた経緯
 - ご結婚→子どもを持ちたいと願っていた
 - ・母親から不妊手術を受けるよう指示
 - ・「きこえる人」たる親の言うことには従わねばならないという当時のろう者社会の風潮
- ↓
- 昭和50年5月頃 母親に連れられて産婦人科を受診→手術
- ※手続はすべて母が行い、原告夫妻は内容を把握しておらず、同意書への記載の覚えもなし

第3 優生保護法とは（優生保護法廃止までの経緯を含む）

目的（1条）：「この法律は、優生上の見地から不良なる子孫の出生を防止するとともに…」

- ① 同意による優生手術（3条）
- ② 審査を要件とする優生手術（4条・12条）

第4 優生保護法の違憲性

- 1 自己決定権、リプロダクティブ・ライツ、性と生殖に関する人格権の侵害（憲法13条、24条）
- 2 平等権侵害（憲法14条）
- 3 個人の尊厳（憲法13条）、身体的自由（憲法31条等）の侵害

第5 優生保護法廃止後も優生手術被害者を放置し続けたこと

第6 本件手術の手続及び被害

- ・下腹部に横切開の5センチにわたる手術痕
 - ・行政文書・医療記録等から優生手術に関する記録は明らかにならず、どの類型かは不明
- ⇒いずれにせよ、当時健康で不妊手術を行う必要性はなく、医師が優生保護法に基づかない不妊手術を行うことはありえず、優性保護法に基づく手術が行われたことは明らか

第7 国の責任（国家賠償法1条1項）に基づく責任

1 国会議員による優生保護法の立法行為

憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であるにもかかわらず、優生保護法制定当時の国会議員はこの法を制定

2 本件優生手術の違憲性・違法性

優生手術に関する事務を指揮監督する厚生大臣は、違憲・違法な優生手術を積極的に実施

第8 損害

原告夫妻は、いずれも多大な精神的損害を被っているにもかかわらず、被告は、原告夫妻に対し、謝罪も正当な補償もしていない

第9 除斥期間に関する民法724条後段の規定は本件には適用されない

1 予想される国の主張

改正前民法724条後段

「不法行為の時から20年を経過したときは、損害賠償請求権は消滅する」

→手術の時（昭和50年5月）から既に20年経過しているため、請求権は消滅した

2 反論

(1) 除斥期間の起算点は早くてもH16.3.24なので、20年経過していない

H16.3.24＝厚労大臣が、国として初めて実態調査・補償の必要性に言及

⇒このときに初めて被害者は国家的救済を受けるべき者と認識する可能性が生じた

(2) 仮に20年以上経過していても、民法724条後段の効果は生じない

最高裁判例

「被害者による権利行使を民法724条後段規定の期間の経過によって排斥することが著しく正義・公平の理念に反するような特段の事情がある場合には、条理上、その効果を制限すべき」

↓

本件は、違憲である法に基づき被告国の施策として強度の人権侵害を行った事案であることなどからすれば、権利行使を排斥することが著しく正義に反する特段の事情あり

↓

自己の受けた被害が被告による不法行為であることを①客観的に認識し得た時から②相当期間が経過するまでは、民法724条後段の効果は生じない

① 客観的に認識し得た時＝平成31年4月24日

一時金支給法が制定され、優生保護法下が違憲であったことを明確に認識

② 相当期間＝5年

一時金支給法＝一時金の請求は法の施行日から5年以内

↓

権利消滅の効果は生じない